

令和3年第2回広尾町議会定例会 第2号

令和3年6月8日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員（13名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	8番 山谷 照夫
9番 渡辺 富久馬	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 浜頭 勝
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	山 岸 直 宏
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
総 務 課 主 幹	齊 藤 美 津 雄
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭
企 画 課 長	及 川 隆 之
住 民 課 長	楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美
住 民 課 長 補 佐	山 崎 義 和

兼住民課長補佐	三	浦	直	子
住民課主幹	西	脇	秀	司
保健福祉課長	宝	泉		大
保健福祉課長補佐	今	村	正	樹
兼老人福祉センター所長	宝	泉		大
地域包括支援センター長	村	上	洋	子
兼健康管理センター長	宝	泉		大
健康管理センター次長	三	浦	直	子
健康管理センター次長	雄	谷	幸	裕
保健福祉課子育て支援室長	浜	頭		力
子育て世代包括支援センター長	佐	藤	清	美
認定こども園ひろお保育園長	成	田	まゆみ	み
認定こども園ひろお保育園副園長	西	脇	優	子
兼豊似保育所長	成	田	まゆみ	み
特別養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
兼養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
農林課長	平		浩	則
兼町営牧場長	平		浩	則
水産商工観光課長	室	谷	直	宏
建設水道課長	前	田	憲	一
建設水道課長補佐	三	上	昌	樹
建設水道課主幹	北	藤	盛	通
建設水道課主幹	小	川	浩	司
兼下水終末処理センター長	前	田	憲	一
港湾課長	森	谷		亨
港湾課長補佐	安	岡	伸	弘

〈教育委員会〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	畑	裕	貴
管 理 課 長 補 佐	三	浦	弘	樹
学校給食センター所長	山	岸	達	也
社会教育課長	沖	田	一	美
兼 図 書 館 長	沖	田	一	美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖	田	一	美

〈選挙管理委員会〉

委員	長	辻	田	廣	行
併書記	長	山	岸	直	宏

〈監査委員〉

代表監査委員		大	林		忠
併書記	長	白	石	晃	基

〈公平委員会〉

委員	長	木	下	利	夫
併書記	長	山	岸	直	宏

〈農業委員会〉

会	長	今	村	弘	美
事務局	長	寺	井		真

○出席事務局職員

事務局	長	白	石	晃	基
事務局	次長	保	坂	一	也
総務係	主事補	齊	藤	香	月

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、浜野隆議員、8番、山谷照夫議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

1、議長（堀田） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許します。

初めに、1番、松田健司議員、登壇の上、発言を許します。

1、1番（松田） 私は、次の2点について質問をさせていただきます。

1点目は、「新型コロナウイルス」への対応についてであります。

昨年度に新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言が出されてから1年以上がたった現在、感染の拡大と鎮静を繰り返しながらも、再び5月16日より緊急事態宣言が発令され、今日現在においても、いまだ宣言が継続されている状況にあります。

その最大の要因の一つとして、5月13日に厚労省の専門家会議から発信された内容では、北海道の新規感染者のほぼ100%が変異型のウイルスに置き換わっているとの報告がされています。その感染率は、従来株と比較して50%から70%高いとされています。十勝管内はもとより、町内においても複数の罹患者が出ている事態となっており、感染の脅威が実感として迫っている状況にあると認識しております。

そこで、いま一度、身を引き締め、感染症対策への意識を高める意味合いにおいても、町長よりこれまでに答弁いただいた内容のその後の取組と進捗状況を次の2項目に絞ってお聞きします。

1項目めは、昨年6月に答弁いただいた災害時における避難所の新型コロナウイルスへの対応と、この1年の取組、そして今後の課題について。

2項目めとしまして、昨年9月に答弁いただいた新型コロナウイルス罹患者への誹謗中傷に対する啓発活動の継続的な取組と現状についてになります。

次に、一般質問の2点目は、「新型コロナウイルス」ワクチンの接種についてであります。

町内でも5月17日よりワクチンの接種が開始されました。接種の予約や会場の運営には、初めての取組ということもあり、関係職員の皆様においては大変ご苦労されていると察しております。

しかしながら、その中で出てきた課題や現状をオープンにいただき、次の取組へとつなげていくことが重要と思われまます。

そこで、次の4項目についてお聞かせください。

1つ目は、医療従事者と高齢者施設職員のワクチンの接種状況について。

2つ目は、ワクチン接種時の交通弱者に対するサポート体制の現状について。

3つ目は、パートタイムや非正規雇用職員も含めた全職員に対しての副反応が出た際に柔軟な休暇の取得を可能にする広報への取組の現状について。

4つ目は、現在までのワクチン接種当日に出たキャンセルの状況と接種を終えた方の副反応の有無、そして接種当日にキャンセルが出たときの対応についてお聞きします。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 松田議員の質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスへの対応についてであります。

最初に、避難所における感染症対策についてであります。

昨年の6月定例会でご質問いただきましたが、この1年間の取組についてご説明させていただきます。

まず、1点目ではありますが、避難所開設運営マニュアルを昨年の9月に策定いたしました。このマニュアルは、感染症対策を図りながら避難所における個々の役割分担を明確にし、自助、共助、公助による円滑な避難所の開設と運営を図ることを目的といたしております。内容といたしましては、避難所における活動期に応じた具体的な行動パターンや感染症対策の考え方、避難所のレイアウト例などを掲載しております。行政、地域、住民のそれぞれが活用できる内容としております。

今後は、本マニュアルを基本とした住民参加による各種訓練を実施し、訓練で洗い出された課題などを反映した見直しを行うなど、より実効性の高いマニュアルとしていく考えであります。

2点目は、防災資機材の購入であります。

昨年度は新型コロナウイルス臨時交付金を活用し、段ボールベッド、パーティション、ワンタッチファミリールーム、災害用トイレなど、感染症対策を想定した資機材や消耗品を多数購入しております。

今後も備蓄計画に基づき計画的に資機材の購入を進めていきたいと考えておりますが、今年度はこれらの資機材の取扱いを習得するための訓練の実施も予定しております。訓練には、役場職員だけでなく、自主防災組織を運営する町民や広尾高校の生徒にも参加していただく予定であります。

3点目は、災害協定の締結であります。

感染症対策を講じると各避難所の収容人数が大幅に減ることが想定されます。災害の規模によっては、公共施設の避難所だけでは円滑な避難所対応ができない場合も危惧されるため、昨年度、民間事業者3者と災害協定を締結し、主に避難生活に配慮が必要な方の避難所として葬斎場やホテルなどを活用させていただきよう、協力体制が整ったところであります。

今後も、民間事業者の協力を頂きながら、地域の防災力を高めていきたいと考えております。

今後の課題であります。各避難所において、3密の回避、パーティションの設置、通路幅の確保など、感染症対策に配慮した避難所のレイアウトを行うとともに、先ほど申し上げましたとおり、各避難所の収容可能人数が減ってしまいます。公共施設の避難所の在り方について再構築が迫られている状況にありますので、地域住民や関係機関の意見も伺いながら、早急に避難所の見直しに向けた検討を進めていきたいと考えているところであります。

次に、新型コロナウイルス罹患者への誹謗中傷に対する継続的な取組であります。

緊急事態宣言が延長された現下にあつて、道内における新規感染者数は全国の中でも高い水準で推移し、十勝管内におきましても新たなクラスターが複数確認されるなど、依然として新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、誰がいつどこで感染しても不思議ではない状況となっております。

こうした中で、感染された方やその家族などに対するいわれのない偏見や差別、誹謗中傷やいじめが深刻な問題となっており、このような心ない行為は決してあつてはならず、許されるものではありません。町民の皆様には、防災行政無線による町内放送、ウェブサイト、広報誌で、不確かな情報に惑わされ差別やいじめなどの人権侵害につながるような行動を取ることがないように呼びかけ、正しい情報の下、理解を深め、冷静に思いやりのある行動をしていただくよう理解と協力をお願いしており、コロナウイルスへの対応の長期化が見込まれる中、今後におきましても、この大切な取組を続けてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種についてであります。

医療従事者への接種につきましては4月28日から始めておりまして、7日現在、希望者164人中137人が2回目の接種を終え、接種率は83.5%であります。高齢者施設等の従事者は5月10日から接種を開始し、希望者146人中143人が2回目の接種を終えており、接種率は97.9%であります。

ワクチン接種における交通弱者へのサポート体制につきましては、移動手段を持たないことがワクチン接種の阻害要因とならないよう、特に高齢者の方をサポートする取組を進めています。集団接種を行うに当たっては、会場までの移動を心配される方がいることが想定されているため、予約の段階で移動手段について相談を受け、移動手段を持たない方につきましては、担当職員が公用車で送迎する体制を取っているところであります。

次に、接種後の副反応についてであります。医療従事者と高齢者施設等の従事者の状況を見ますと、1回目の接種後はほぼ全ての方に接種部位の痛みが見られましたけれども、発熱など、それ以外の副反応はあまり確認されず、痛みは接種した日の翌日まで続き、3日目には解消される例が大半でありました。2回目の接種後は、1回目と同様に、接種部位の痛みが見られたほか、約4割の方に発熱の症状が確認されました。発熱後、接種した日から翌日までがピークとなり、3日目には回復される例が多く見られ、このほか全身反応として頭痛や倦怠感を訴える方も確認されましたが、アナフィラキシーなどの重いアレルギー症状が出た例はありませんでした。

ワクチン接種後に副反応が出た場合の職員の勤務の取扱いにつきまして、発熱や倦怠感などの症状が出た場合は、勤務しないことがやむを得ないと認められるため、特別休暇を付与することとしております。このことは庁内メールで職員に通知をしているところであります。

ワクチン接種の予約のキャンセルの状況とキャンセルがあった場合の対応につきましては、現在、高齢者の方の接種を進めている中で、体調不良などの都合で接種当日にキャンセルをされるケースがあります。キャンセルが出た場合は、同じ接種区分の対象となる町民の方に接種していただくことを基本としております。国保病院ではキャンセルによるワクチンの廃棄を防止するため、キャンセル待ちの登録を呼びかけているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） 今、頂きました答弁で、感染症対策を踏まえた避難所の準備が物資を含めて着実に進んでいることが分かりました。今後も避難物資や資材の備蓄に継続して取り組まれるとのことですが、感染症対策において一番重要な室内の換気に対する対策が事前に頂いた資料の中にも見受けられませんでした。

そこで、考えをもう一段深めてもらい、例えば、体育館やホールなどの大型避難所ではどうしても空気の対流が起これ、エアロゾル化したウイルスへの感染リスクが高まるとのシミュレーションも厚労省関連の論文にて出ております。その対策としては、窓や出入口を最大限利用して空気の流れを確保し、換気をすることが最も重要とあります。そういった空気の流れを確保する際に、自然換気だけでは賄えない規模の避難所に有効なものが大型の送風機、いわゆる業務用の大型扇風機などを導入して、しっかりとした空気の流れをつくり、活用することが経済的な側面からも最も有効なことと思いますが、そのことについてのお考えをお聞かせください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、避難所に対するいろいろな改善を今しているところであります。何といたっても避難をされた方の密を避けるためのいろいろな対策を考えているところであります。その一つに、やはりいろんな間隔を取るとか、パーティションを置くとか、より具体的にはしているところでありますけれども、換気の問題、これもやっぱり重要だと言われているところであります。

今ご提案を頂きました大型の送風機、これも一つの対策だというふうに思っているところであります。夏と冬と色々なケースがあって、どのような対策が一番効果的なのか、それぞれ避難所ごとに検証をして、対策を進めてまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） 2点目の2次質問に入ります。

ワクチン接種後に副反応が出た場合の休暇をメールにて職員に通知しているとの答弁を頂きまし

た。

しかしながら、出先機関の職員や非正規職員へは、まだ詳しい情報が届いていないとの声もあります。隅々まで同じ情報が行き渡るように改善をされる考えがあるのか、お聞きします。

また、限られたぎりぎりの人数で回している職場などでは、複数の従事者が同時に休暇を取りにくい現状もあると思います。そのような懸念を取り除く一つの方法として、職場をまたいだ形での計画的な分散接種も考えられると思いますが、その考えについてお聞かせください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 副反応が出た場合についての勤務の取扱いにつきましては、庁内メールで特別休暇の付与について流しているところであります。

今、ご質問にありました、パート職員を含めて職員は通知をしているのですが、隅々まで行き渡っていないのではないかとご指摘であります。改めてそれぞれの職場に、この特別休暇の付与につきまして徹底をさせていただければというふうに思っております。

また、職場で一度に接種をすると、副反応などが出た場合の対策として、やはり計画的に日にちを分けて接種することが必要だというふうに思っております、計画的な接種に心がけていきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） 次に、ワクチン接種時にキャンセルが出た場合の対応ですが、ワクチンを生理食塩水で希釈してからの使用期限が6時間と短いこともあり、広尾町特有の地理的条件を考えると、キャンセル待ちを手配しても時間的に間に合わない場合も想定されると思います。その場合、町職員の希望者にキャンセル分のワクチンを接種していただくことが、ワクチンの廃棄を回避することにおいても現実的な考えと思われませんが、その考えについて再度伺います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） ワクチン接種のキャンセルのご質問であります。

やはり1回とも無駄にすることなく接種をするようにという通知もあるところであります。このキャンセルの取扱いにつきましては、同じ接種区分の対象となる町民の方、これを基本としているところであります。

ただ、どうしても町民の方だけではキャンセルの枠を補充できないケースがあります。そういったときには、廃棄を回避するために町職員が接種に応じる体制を取っているところであります。その体制につきましては、高齢者や子どもたちと接する機会が多い部署、その職員を優先するなど、職場で優先順位のルールを定めまして、キャンセルの出たときのワクチンの無駄のないようにその

体制を取っているところであります。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） 町職員がキャンセル分のワクチンを接種することにおいて、優先順位をルール化するとの答弁を頂きました。その優先順位が決まれば、広報誌やホームページなどを通じて速やかに町民に向けて開示していただくことが、平等性を担保する意味合いにおいても大事だと思えますが、その考えをお聞かせください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 職場内でキャンセル分についてはどうするかというところ、既にルール化されておりますので、それに基づきまして、広報誌だとか、その情報をホームページなどについて掲載をさせていただければと思っております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） それと、6月3日の新聞に、音更町長と広尾町長が既にワクチンの接種を終えたとの記事が出ていました。村瀬町長は広尾町の新型コロナ対策本部長でもあり、町政の危機管理の観点に立つとキャンセル分でのワクチン接種を速やかに済まされたのは大事なことと思えますが、そういった危機管理の観点に立つと、新型コロナウイルス対策本部の副本部長も兼任されている副町長や教育長にも、優先順位の先頭のほうで、あくまでもご本人の希望があればワクチンを接種していただくことも想定されると思えますが、そのような考えがあるのか、併せてお聞かせいただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今、松田議員のほうから言われました私の接種につきましては、対策本部の本部長であることを含めて、危機管理上、優先接種の職員のキャンセル分について、その中で接種を終えております。

ご質問にありました副町長、それから教育長の理事者につきましても、今言った危機管理の観点から高齢者の接種の見通しが立った段階で優先的に接種を行いたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） 最後になりますが、理事者の方も優先順位の先頭のほうで場合によっては打たれるということで答弁いただきました。それらを併せてルール化した部分を速やかに町民のほうにお伝えいただける、それが公平性を担保することだと思いますので、これからも以上のような取組、よろしくお願いします。

以上で、終わらせていただきます。

1、議長（堀田） 次に、8番、山谷照夫議員、登壇の上、発言を許します。

1、8番（山谷） 上下水道の老朽化に伴う財政問題の「経営戦略策」と「アドバイザー派遣」に対する今後の対応について。

総務省は、上下水道の老朽化に伴う財政問題に対する「経営戦略」の策定を求め、2021年度からは上下水道などのインフラや公共施設の維持管理を図るために、公認会計士や税理士といった経営アドバイザーをこの6月から約500の市町村などに派遣する支援策を打ち出しています。民間のノウハウを活用することで、中長期的な運営を後押しする狙いがあります。

また、上下水道などの運営する全国の公営企業に対し、2020年度までに「経営戦略」を策定するよう求めているが、8%が期限内に策定できない見通しであると2021年1月の道新で報道されている。

このことに関し、広尾町は、その「経営戦略」を策定しているのか。また、戦略を策定しているとすれば、経営アドバイザーの派遣を要請しているのか、お聞きします。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 山谷議員の質問にお答えいたします。

上下水道の老朽化に伴う財政問題の「経営戦略策」と「アドバイザー派遣」に対する今後の対応についてであります。

平成28年1月25日、総務省の公営企業関係の通知が発出されまして、公営企業につきましては、経営戦略を令和2年度までに策定するよう集中的に推進することとされたところであります。

経営戦略の内容といたしましては、長期の収支計画を含む投資、財政の計画でありまして、補助金、起債等を活用しつつ、給水人口の予測に基づきまして適切な使用料を設定する前提となるものであります。

また、補助事業や起債の要件ともされたことから、経営戦略の策定につきましては、平成28年度に下水道事業、個別排水処理事業、これらについては策定をいたしまして、令和元年度に上水道事業、簡易水道事業を策定しているところであります。

経営戦略については、おおむね5年に一度の見直しを予定しておりますけれども、現時点ではアドバイザーの派遣の要請は考えていないところであります。

以上で、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 山谷議員。

1、8番（山谷） 広尾町の上下水道整備事業については、執行方針で水道管の老朽化に対して、水道施設の適正な維持更新等、水道水の安定供給に一層努めるとしておりますよね。また、第6次まちづくり推進総合計画では、「浄水場の整備により、おいしくて安心安全な水道水を供給できる体制が整ったが、一方で老朽化が進む配水管の更新を継続的に進めていくことが課題である」と。そのためには「多額の費用が掛かるため、町の財政を圧迫している」としています。

ご承知のとおり、水道法の改正によりまして上下水道事業の運営権を売却できるようになったことから、今後、経済優先の水道民営化を選ぶ考え方の自治体も増えると予想されます。国内では浜松市ほか民営化に向けての動きはありましたが、成功には至ってはおりません。

また、世界の動向は、民営化はしたが、料金高騰や水質悪化などの理由から相次いで失敗し、再公営化の動きが広がっています。そのことから、命を守る飲み水を営利企業に委ねることへの国民の不安は拭えておらず、道内では、水道事業を運営する市町村の多くが、民営化しやすくなるコンセッション方式の導入に慎重な考えが大勢であります。

今言ったコンセッション方式とは、施設の所有権を自治体が保持したまま、長期間にわたって運営権を民間企業に売却する民営化の手法のことです。近くは、2018年帯広市議会の一般質問の答弁で、現時点では導入の考えがないとする方針を示しております。

そこで、広尾町も、今後状況が厳しくなっても民営化については導入の考えがないことを明言すべきと思うが、町長の所信を伺いたい。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今の山谷議員のご提言であります。

経営戦略の中では、やはり山谷議員言ったとおり、インフラの更新の費用、それから更新時期も含めて、さらには人口が減っていくわけですから、その中でいろいろな計画的な機器の更新など老朽化する施設の整備も確実にやっていかなければならないというふうに思っているところであります。

今ご質問いただきました民営化の話についてでありますけれども、2018年に改正水道法が成立をして、民営化ができるようになったところであります。しかし、上下水道など取り巻く環境を見ると、人口減少に伴う収益の悪化、それから今申し上げました設備等の老朽化、これらの問題があるわけでありまして、何といたしても住民生活に重要なインフラのことです。やっぱり公共の福祉という捉え方でありまして、上下水道事業の運営をしていかなければならないというふうに思っているところであります。広尾町におきましては、住民に対して安心・安全な水道を供給するためにも、民営化の考えはないところであります。

1、議長（堀田） 山谷議員。

1、8番（山谷） 今、町長からの明言を頂きました。

広尾町の水道水は、おいしくて日本一であると思っております。その水の安全を確保するための水源の維持管理についてどう考えているか、町長の思いをお聞きして終わりたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 水道水を供給するに当たっては、やっぱり水源地、大変重要な問題であります。本町におきましては、上部に山林を控えておりまして、その山林をやっぱりどうやって維持していくかということも大切なことでもあります。

ただ、民有地の部分もありますので、民有地の場合については企業の方に協力を頂くという、そういうことも現に過去に行っているところであります。

北海道の条例、平成24年に北海道水資源の保全に関する条例、これが制定されておりまして、取水地点の上流域におきまして、それぞれ指定をして、土地の取引、これについても届出をする、そんな条例になっているところであります。しっかりと取水の上流部に当たりましての水の確保について対策をしっかり講じてまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 次に、4番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、4番（前崎） 私は、2点について質問をいたします。

まず、1点目でありますけれども、結婚祝金制度の創設について質問いたします。

結婚して新生活を送られる夫婦に対し、引っ越し費用や住宅取得、賃貸に係る住居費の一部を助成する結婚新生活支援事業補助事業を実施している自治体は、十勝管内で10町村と半数以上になっております、今年度から6町村が当該制度を導入し、結婚の後押しとして期待をされているところであります。

清水町では、昨年度から「結婚新生活支援事業補助金交付制度」を創設して、住居費の一部や引っ越しなどに係る費用に対し最大30万円まで助成しております。同町は、生涯未婚率が全国平均を上回っている現状を鑑み、人口減対策の一つとして結婚支援に取り組み、経済面で支援するとしております。

一方、政府、内閣府においては、平成25年度から地域における少子化対策として、地域少子化対策強化交付金事業を新たに設け、さらに平成30年度からは地域少子化対策重点推進交付金に改称し、市町村が行う結婚新生活支援事業補助金に対し支援をしているものであります。この事業の内容の骨子は、市町村が行う出会いの機会・場の提供、結婚に関する相談・支援や支援者の養成、ライフプランニング支援、官民が連携した結婚支援の取組などの総合的な結婚支援、あわせて、現在の婚

姻の状況等を踏まえ、地方公共団体が実施する新婚世帯の新生活のスタートアップ支援に係る取組を支援することを事業の目的としており、市町村が現に実施している結婚新生活支援事業補助金に対し助成をするものであります。補助の内容は、補助率が2分の1、交付限度額は1世帯当たり30万円で、夫婦ともに39歳以下で世帯所得が400万円未満の方が新規に婚姻した世帯が補助対象となっております。

清水町も政府の当該事業を活用しておりますが、年齢要件の39歳以下を町独自に49歳以下にするなど、一部緩和して支援をしております。

音更町では、平成28年度から実施をしておりますが、これまで46件の利用があり、少子化対策として一定の効果があったとのことでもあります。

また、国の要件を超えて緩和した場合は、補助対象外となりますが、自治体独自に要件を緩和したりするなど、結婚される方のニーズに合わせた助成をしている町村もあり、新生活を支援しております。

昨年10月に実施した国勢調査の速報値が今月1日に北海道から公表されましたが、前回の2015年から9.1%の減、本町の人口減少が著しい状況となっております。

加えて、少子化問題も本町にとっては喫緊の課題であります。2020年の国立社会保障・人口問題研究所が公表した生涯未婚率は、男性が23.4%、女性が14.1%となっております。本町の生涯未婚率と近年の婚姻件数は何件になっているかお聞きいたします。

第6次まちづくり推進総合計画にも婚活支援についての項目が掲載されていますが、本町も長年の懸案だった出産祝金制度が今年度から創設されたところでもあります。加えて、第6次まちづくり推進総合計画にも、婚活支援についての項目が掲載されております。子育て支援の総合的な観点から、管内で半数以上が実施している結婚新生活支援事業補助金、いわゆる結婚祝金制度を早期に創設し、結婚カップルへの支援を急ぐべきでないかと思いますが、町長の見解を求めます。

次、2点目であります。新型コロナウイルス感染拡大防止対策と支援体制についてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大が進む中、5月16日から31日まで北海道を含む9都道府県に「緊急事態宣言」が発出されたものの、感染拡大が収束していない状況の下で、沖縄県を含む10都道府県を今月20日まで同宣言を延長することとなったところでもあります。新型コロナ変異ウイルス主体の「第4波」が長期化し、北海道は5月の感染者数が1万3,789人となっており、収束の兆しが無い状況であります。

また、十勝管内でも4月の陽性者が29人であったものが、5月は426人となっており、今月6日現在の累計は1,440人と急拡大しております。

したがって、飲食店等は先の見えない時短要請の対応に終われる一方、経営はより一層厳しさを増しているところであります。これらの現状を一日も早く収束するためには、全世代のコロナワクチン接種が喫緊の課題となっております。

東京都の人口27万5,000人の墨田区は、先月25日に16歳以上のコロナワクチン予防接種のスケジュールがホームページ上に公表されました。これによると、今月1日に16歳から64歳までのワクチン接種券を発送し、予約の開始日は、基礎疾患のある方は今月14日から、16歳以上は7月13日から、

接種開始日についても、基礎疾患のある方は6月21日から、16歳以上の方も7月20日から接種を実施すると公表しております。予約方法は、電話とインターネットでの受付体制としておりますが、墨田区では区民の皆さんにワクチン接種の見通しを示すことで、安心感を持っていただくことが肝要であるとしております。

また、政府は、従前のコロナワクチン接種年齢を16歳以上としていたものを、12歳以上に引き下げることにしたところであります。京都府の伊根町では、早速今月6日に12歳以上の中学生が接種されているニュースが流れていたところであります。

本町の場合、12歳から64歳までのコロナワクチン予防接種のスケジュールはどのようになっているのか、また、全世代のワクチン接種が終了する見込みはいつ頃か、お尋ねをいたします。

ワクチン接種予約に際し、先月10日から65歳以上の電話受付では、1日中電話したにもかかわらず、ようやく3日目で通話できたという高齢者の方もおります。予約混雑を避けるためには、細分化した年齢区分が必要ではないかと思っております。

また、12歳以上の方は、平日は学校や職場での就学、就労している方がほとんどであることを考えると、平日の勤務時間内での予約は極めて困難な状況であると推察をいたします。平日の勤務時間外や土曜日や日曜日などの受付も検討すべきと思っております。

また、既にアメリカや欧州では、20歳以上の方もコロナワクチン接種を終えており、副反応の状況についても報告をされております。アメリカの日本現地法人に勤務する30歳代の方は、2回目のワクチン接種後、38度を超える熱と倦怠感で、1日は全く就労できなかった方もいるとのことであります。本町において、特に若い職員の副反応が危惧されます。副反応が生じた場合は、会計年度職員を含む職務専念義務免除の適用が適切であると認識をいたします。

また、あわせて、町内事業者の方にも同様な措置が講じられるように、協力をしていただくことも必要と考えますが、町長の見解を求めます。

64歳以下の町民のワクチン接種が終了し、その効果が現れるまでの間、新型コロナウイルスの感染拡大が収束しない状況が見込まれます。

飲食店などは1年以上にわたり客足が減少、特に本年5月は激減し、夕方6時には店を閉めざるを得ない状況であるとお聞きしております。また、店を開けていても来客はないので休業している店なども、想定外の減少に経営は一層深刻であるとのこともお聞きしております。

町としても3月定例会で中小企業緊急支援給付金事業を4月に、今月はプレミアム付商品券の交付が始まることから、その効果を期待するところでありますけれども、ワクチンが全世帯に行き渡るまで、多人数での会食で経済活動が活発になるのが数か月先ではないかと予測をされます。国の臨時交付金の1億円のいわゆる本省繰越分未執行を効果的に活用することが肝要であります。商店、飲食店、医療福祉、第一次産業等の支援体制についてどのように考えているのか、お答えを頂きたいと思っております。

養護老人ホーム等、昨年からリモートによる親族と入所者の面会を実施し、大変喜ばれているとのことであります。しかし、現在は平日の勤務時間内での面会とのことで、就労しているお孫さん等との面会が厳しい状況にあります。特に、帯広市などに勤務しているご家族にとっては、平日の

面会は厳しいと言わざるを得ません。月に1回か2回程度、土曜日、日曜日に希望すれば、予約受付をし、リモート面会ができるように拡充してはどうかと思います。あわせて、親族のほか、友人等まで枠を広げて高齢者ニーズに応えてはどうかと思います。

さらに、町内民間高齢者施設へのリモート面会のメリット、これを広尾町が培ったノウハウを伝授して、協力を要請してはどうかと思いますが、あわせて町長の見解を求めます。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 前崎議員の質問にお答えをいたします。

最初に、結婚祝金制度の創設についてであります。

広尾町では、少子化対策の一環として令和元年9月に、帯広信用金庫が中心となりまして、町、商工会、農協、漁協、森林組合との広尾町出会いの場創出連携協定を締結したところであります。本協定につきましては、出会いの少ない独身男女に出会いの場を提供し、結婚後の定住を図るとともに、地域の活性化を推進することを目的として締結されたものであります。具体的な支援事業の検討を進めるため、協定に参加した関係機関による連絡推進会議におきまして意見交換を行ったところであります。その意見交換の中で、結婚に対する町民の意識調査を行ってはどうかという意見が出されたところであります。その後、新型コロナウイルスの影響もありまして、検討を進めることができず、昨年度は実施に至らなかったところであります。

令和3年度予算編成の段階で、改めて結婚意識調査の実施を計画するとともに、ご質問がありました結婚新生活支援事業の導入の検討を行ったところであります。しかし、まずは未婚の町民が結婚に踏み切れない要因を探り、分析することが必要なのではという考え方から、結婚新生活支援事業の導入を見送ったところであります。結婚意識調査に係る経費について予算の議決を頂いたところであります。

ご質問の本町の近年の婚姻件数につきましては、過去5年間の平均、約21.2組、約21組が結婚をされているところであります。

また、生涯未婚率につきましては、平成27年の国勢調査を基に算出いたしますと、広尾町の男性が22.4%、女性が14.6%、全体で18.3%となっております。国の18.7%、北海道の20.2%と比較すると、低い率でありますけれども、十勝の平均16%より高い率となっております。

さきに策定いたしました第2期総合戦略と第6次のまちづくり推進総合計画では、婚姻数に関する成果目標を年間24組と設定しているところであります。今後につきましては、この目標達成のために、今年度行う結婚意識調査の結果を分析した上で、関係機関による連絡推進会議におきまして、結婚支援の具体的な取組について検討を重ねる方針であります。この調査において、町民の結婚観や未婚者が独身でいる理由が、経済的な理由が大きいのか、それとも別な要因があるのかを探りながら、その理由に対応した支援策を講じていきたいと考えているところであります。

続きまして、新型コロナウイルス感染防止対策と支援体制についてであります。

1点目の接種状況についてでありますけれども、6月1日から年齢制限が12歳まで引き下げられたところであります。12歳以上から64歳までの接種の見通しについてであります。

接種スケジュールにつきましては、7月上旬から受付を開始し、対象者3,200人の接種を9月中に完了させる予定で、今、進めているところであります。

2点目のワクチン予約に際し、予約混雑を回避するため年齢区分ごとの受付の検討についてであります。

7月上旬から予約受付に関しましては、基礎疾患を有する方、60歳以上の方、40歳以上の方、12歳以上の方と段階的に予約を受け付け、できる限り電話予約での混雑を解消したいと考えております。

3点目のワクチン接種後の副反応に係る対応として、義務免等の導入についてであります。

ワクチン接種後に副反応が出た場合の職員の勤務の取扱いにつきまして、発熱や倦怠感などの症状が出た場合は、勤務しないことがやむを得ないと認められるため、特別休暇を付与することとしているところであります。

また、質問にありました民間の事業者に対しても、町のほうから協力要請をと質問があったところでありますけれども、このワクチンの接種につきましては、国の法律に基づきまして、臨時接種に関する特例、この中で大臣の指示の下、都道府県の協力によりまして市町村において予防接種を実施するという、そんな立てつけになっているところであります。国のほうにおいては、既に新聞、テレビ等でそれぞれ、経団連を含めて接種の要請、それから接種後の副反応が出た場合の対策についてそれぞれ指導をしているところであります。町のほうでその旨の協力要請については、町の私の権限を超えているところでありますので、難しい状況かというふうに思っているところであります。

4点目になりますけれども、臨時交付金の活用に関係であります。

昨年度は、感染防止対策と地域経済、住民生活の支援の両面から検討を重ねまして、臨時交付金を活用した様々な事業を実施してきたところであります。3月の定例会の行政報告でも申し上げましたが、昨年度広尾町に配分された5億6,514万8,000円のうち1億円を令和3年度へ本省繰越しを行って、令和3年度における新たな事業に活用できるものであります。1億円の使い道につきましては、本定例会にも補正予算として一部の事業を提案させていただきましたけれども、今後も各課においてコロナ対策に必要な事業、支援を要する分野への活用について関係機関とも協議を行いながら、検討を重ね、緊急性の高い事業に優先的に交付金を活用し、町内における感染防止対策や地域経済、住民生活への支援を速やかに実行できるよう、取り進めてまいりたいと思っております。

次に、5点目のリモート面会の時間の拡充についてであります。

新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、感染経路の遮断という観点から入所者のご家族の面会については中止をしている状況であります。

入所者やそのご家族の精神的な負担や心情などを考慮し、昨年12月から養護老人ホーム及び特別養護老人ホームにおいてタブレット等を使用したオンラインによる面会を開始したところであります。オンライン面会の予約受付から、面会当日の準備及び機器の操作等については、入所者への介

護業務に影響しないように、事前の予約制にして、事務職員が対応しております。そのため、月曜日から金曜日の午後10時から11時30分、午後1時30分から3時までの業務時間内に限定して入所者ご家族に通知し、実施をしているところであります。

実施をしている中で、指定した面会時間では利用が難しいという声を数名のご家族から頂いているところであります。その際には、事前に相談してもらうよう随時説明しているところであり、数件ではありますが、指定した面会時間以外での面会も対応しているところであります。

今後そういったニーズを持った家族がいることを踏まえまして、施設から指定した面会時間以外の希望がある場合には、事前に相談してもらうよう入所者、家族に通知をし、個々のニーズに応じたオンライン面会を実施してまいりたいと思っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いをします。

最後の5点目のリモート面会の時間についてであります。時間が月曜日から金曜日の午前10時から11時30分、「午後」と言ったそうでありまして、訂正をさせていただきます。午前10時から11時30分であります。申し訳ございません。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

再開します。

前崎議員。

1、4番（前崎） それでは、結婚祝金制度の創設についての再質問をいたします。

厚生労働省が発表しております2019年の出生者数が86万5,000人となっておりますけれども、2020年は84万人ということで、2万5,000人ほど低下して、過去最低ということで、合計特殊出生率も1.34%というふうに減少しております。

こういった実態を踏まえて、令和2年5月に少子化社会対策大綱を閣議決定しております。これが先ほど言ったように、市町村が行う出会いの機会・場の提供ですとか、結婚に関する相談・支援等々を支援する、そして市町村が実施する新婚世帯の新生活のスタートアップ支援に係る取組をするということを目的として立ち上げておりますけれども、具体的な事業としては、結婚、出産、乳幼児等々の子育てに温かい社会づくりを目標とするということで、各市町村にもこのような通知を出されております。

その一つの具体的な事例として結婚新生活支援事業、先ほど言ったような内容で実施をしております。人口減問題、人口減対策については、特に全市町村共通の課題であるというふうに思っております。その中で、先ほども触れましたけれども、6月1日、北海道が公表した2020年国勢調査の速報値でありますけれども、十勝管内で唯一上士幌は0.1%でありますけれども、上昇しているとい

うところであります。その上土幌でも、この6月定例会に出産祝金制度を提案して、既に可決をされておりますけれども、非常に全市町村がその部分では何らかの形で人口減対策、そういったものに取り組んでいるということでもあります。

したがって、そういう部分、非常に政府が昨年の閣議決定した少子化社会対策大綱、これらの部分というのは非常に国自身も相当力を入れている部分だと思っておりますけれども、この点についてどのように押さえているか、お答えいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 前崎議員が今言われたとおり、やっぱりまちづくりの喫緊の課題、人口減少問題に尽きるというふうに思っております。地方創生に国が力を入れながら、いろんな事業展開も本町でしているわけでありましてけれども、なかなか対策が実を結んでいないというところもあります。その要因として、何といたっても若い人たちに結婚していただいて、そして子どもをもうけていただくこと、これがやはり、そうやって言えば、ちょっと言い方は注意しなければならないのだけれども、まずは結婚をしていただくことだというふうに思っているところであります。そういった意味では、いろんな対策も講じていく必要があるというふうに認識しているところであります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） この結婚祝金制度も2020年度までは4町村だったのでありますが、今回、上土幌を含めて6町村が事業をスタートしたということでもあります。

先ほどのご答弁では、広尾町についても若い人たちの広尾町出会いの場創出を各関係機関と連携協定をしたということでもありますけれども、その中で意識調査をこれからやりたいということなのですが、非常にこの意識調査、いわゆるアンケートについては、住民の意見を聞くということでは大変重要なプロセスだというふうに私も認識をいたします。ただ、この意識調査に当たっても、そういった国の制度、管内の状況、こういったものをやっぱり的確に情報提供することが必要であるというふうに認識をしております。

そういった意味で、例えば若い世代が結婚する場合において何かと出費がかさむところあります。当然、以前も報告されておりますけれども、厚生労働省が発表した年収別の婚姻率、これを例えば30歳代で見ますと、男性の場合なのですけれども、年収300万円未満では婚姻率が9.3%、300万円から400万円未満が26.5%、400万円から500万円が35.3%というふうに年収が増えるほど婚姻率が高くなっているということが厚生労働省の資料からも明らかになっております。そういった意味では、いろんな総合的に意識調査することは当然肝要でありますけれども、やはり若い世代の結婚に関しては、先ほど言ったように、引っ越し費用のほかにも、家財等を購入したり、いろいろと費用がかさみますので、そういった意味では、例えば私がそういう立場でアンケート調査を求められたら、控除をお願いしたいというふうに答えたいと思っております。少なくとも9割以上の方がそういう

形で、ほかの町村が実施しているこの結婚新生活支援事業については賛意を示すものというふうに理解するわけなのですけれども、例えば町長が40数年前に立ち返って、もし自分が当事者とした場合、どのようにアンケートにお答えするおつもりなのか、お聞きしたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この結婚を支援するということ、やはり国も対策に乗り出しているわけですから、大切な事業だというふうに認識をしております。でも、やはり結婚をして、その後、子育てをしながら、そしてそういったことを考えると、確かにいろんなお金の支援というのは重要だと思っておりますけれども、やっぱりこれがないがために結婚するかどうかという判断には至らないのだというふうに思っています。こういった事業があれば、やはりそういう手助けの一助にはなるというふうに思っているところでありまして、これが全てではないのだというふうに思っているところでもあります。意識調査を行いながら、そしてやはり結婚した後どういう対策を講じていくかというところを総合的に、出産を含めて、妊婦さんの健診含めて、そして出産、それから子育て、保育園、小学校、中学校、高校とまで、そういった総合的な子育ての対策もやっぱり結婚の前提となるのではないかとこのように思っているところでもあります。特に地元で高校がなければ地元で結婚して子どもを産み育てるところもなかなか難しい状況にありますから、広尾高校をしっかりと支援しながら継続させていく、これもやっぱり条件に入らないかというふうに思っているところでもあります。

答弁になりますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほど国の大綱についてもお話ししましたがけれども、いわゆる広尾町についても今年度から出産祝金を設けられたり、以前から子どもの医療費の無料化ですとか、いろいろそういった妊産婦含めて子育て支援を続けてきたということでもありますから、それに加えて、いわゆる結婚を支援する、サポートするという体制を、2分の1の助成ですけれども、国のそういった支援を受けて実施することが急がれるかというふうに認識しております。

次の再質問に移りたいと思います。

次は、新型コロナウイルスの感染防止対策等であります。

先ほどのご答弁で12歳から64歳までについても9月中の完了を目指すということなのですが、先ほども事例を出しましたけれども、墨田区が接種券を6月1日に送付をしたり、予約開始日を設定したり、あるいは接種の開始日、それぞれホームページに掲げていますけれども、ある意味、非常に早い段階で取り組んでおられるということでもあります。広尾町についても、まだ7月上旬ということで日程は確定していませんけれども、なるべく速やかに日程を決められて、町民に知らせる形を取ることによって、これからの安心感につながるというふうに思います。

それと、先ほどもちょっと言いましたけれども、受付の時間の関係なのですけれども、例えば65歳以上ですと、9時から12時まで、1時から5時までということで、それぞれ個別接種も含めて受付をしておりましたけれども、基本的に65歳以上の方は時間的に余裕のある方が多いということで、それで先ほども事例でお話ししましたけれども、初日から9時からすぐ電話して2日も3日も電話をかけたとかというお話も伺っておりますけれども、ただ、この12歳から64歳という方は、当然中学校、高校等に、学校に通学されておりますし、それ以上の方は就労されているということになると、町の勤務時間内についてはなかなか予約するいとまがないというふうに認識をするわけです。全てとは言いませんけれども、そうなると、例えば平日も5時15分ではなくて、例えば7時まで時間を延長するとか、あるいは土曜、日曜も、どの程度、それが2日設けるのか4日設けるのかは別としても、そういった状況を見ながらある程度、勤務時間内の受付が極めて厳しい状況を考えると、これらについてはやっぱり前向きに考えていく必要があるかと思うのですけれども、その点についてお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 受付時間、それから受付日の設定につきましては、65歳以上の方を受付した経験からいって、大変やっぱり混雑したというところで、年齢別に今度は細かく分けて受付をなるべく混雑を避ける体制を取っていきたいというふうに思っております。

前崎議員のほうから、今度64歳以下でありますから働いていていつ電話をかければいいのかというご質問でありますけれども、なかなか、そういった方のために土日に受付の時間を設定すると、平日もう既に受付が始まっていますから、土日に受付をする分は土日に接種する枠をあらかじめ取っておかないと、平日に受付をする人が優先的にどんどん埋まってしまうから、土日に予約をする枠を別に取らなければ駄目なのですね。いろいろ検討したのですけれども、その枠を幾ら取ったらいいか、それもなかなか把握できないというところがあるのです。いろいろこれからも6月下旬に12歳以上の方皆さんに接種券を発送しますので、その段階までには検討させていただきたいというふうに思うのですが、やはり働いている方も、国のほうも事業者向けで速やかに接種できる体制をというふうにアナウンスしていますので、ぜひ、働いていてなかなか電話かけられないところはありますけれども、やっぱり事業主の方にご協力を頂いて予約ができる体制を取ってもらえたいというふうに思っているところであります。

子どもの関係が抜けておりました。12歳以上、6年生から中学3年生までですか、高校生も含めてですけれども、やはりそのときには保護者の方が代理で取るのだというふうに思っております、ただ、子どものことで、生徒のことでありますから、学校との関わりとか、普通の予防接種なら、法定の予防接種でしたら学校ができるのですけれども、それでも打つ打たない人がやはりいて、いじめだとかいろんな問題が発生しますので、そこはちょっと学校と協力をさせていただいてスムーズな予約が取れる体制を検討してまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほども墨田区の事例を出しましたけれども、例えば基礎疾患のある方が6月4日の予約開始日、60歳から64歳が6月11日、40歳から59歳までが6月28日、16歳から39歳が7月13日と、それぞれ予約開始日ということで年齢区分で分けておりますけれども、例えばインターネットとかなんかであれば、これは時間外でも何でもある程度可能でありますけれども、電話となると、なかなか職場を休んでまでというわけにはいかないと思うのですね。実は65歳以上の方でパートしていた方、その日休んで電話したという話も聞いていますけれども、2日かかるか3日かかるか分からない状況ではなかなかそういう休みも取れないと思いますので、それは柔軟に他の先進地の部分も参考にしながら進めていってもらえればというふうに思います。

あと、先ほども触れましたけれども、京都府の伊根町が12歳からワクチンの予防接種をしたということで、6日の夕方のニュースで放映されておりましたけれども、実は京都新聞を見ますと、翌日の6月7日、多分その保護者からだと思うのですけれども、12歳以上の子どもたちについてはワクチン接種をしないでほしいという要望が多数役場のほうに連絡が入りまして、町のコールセンターにそういったものが殺到して、終日停止したというような記事が出ておりましたけれども、この12歳以上についても急遽私ども今聞いているわけなのですけれども、保護者のそういった不安とか何かについても、そういった不十分な部分がこういう結果になったかと思うのですね。その点についても丁寧な説明が必要かと思っておりますけれども、その点についてご説明いただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 急遽、6月1日付で12歳から接種になるようになったところであります。当然接種券を出して予約を受け付けるわけではありますが、そのときにいろんな問合せ、やっぱり心配事があるのだというふうに思っております。しっかりとした資料等について国から来るのだというふうに思っておりますし、その辺の情報提供について予約を受け付ける段階でしっかり準備を進めたいと思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほどの臨時交付金の部分でありますけれども、3月の定例会で令和2年度中の臨時交付金の交付額と、それから既に事業として予算執行したものの、それから先ほど言ったように、6月からはプレミアム付商品券、4月からは中小企業緊急支援事業給付金、これは繰越明許という形で提案されておりました。

ただ、この中で、本省繰越しについては1億円ですけれども、今回の補正予算で2,500万円まで提案されておりますから、残りは7,500万円ですけれども、とりわけ4月末に締め切った中小企業緊急支援事業給付金、これ予算額が4,778万1,000円なのですけれども、執行額は2,293万3,000円という

ことで、執行率が48%なのですけれども、何か担当のほうにお聞きしますと、この不用額、未執行額については新たな事業には充当できないということなのですけれども、例えば同系統、同じような内容であれば、当然これは充当できるということというふうに理解するのですけれども、そうすると、今回の2,500万円の事業予算を引いても総額で1億円近い金額が今後執行できるというふうに思うのですけれども、そういった意味では、例えば先ほども言いましたけれども、特に5月ぐらいに、5月の連休明けからなのなのですけれども、とにかく夜、人が出ていないということで、店を開けていても仕方がないので6時で閉める、あるいはもう最初から休業している、そういったお店、何軒かお聞きしましたけれども、この3月の中小企業緊急支援事業給付金については、要するに去年の11月、12月、今年の1月の部分のいわゆる補填ということで、20%以上が30万円、40%以上が60万円という大きな額の支援でありますけれども、これからのことを見据えた給付金といいますか、そういったものが必要になってくるというふうに認識をいたします。

とりわけ音更町は、音更町事業承継支援事業補助金、これ最大50万円なのなのですけれども、申請を5月10日から来年の2月28日まで受け付けるということなのです。ですから、ある程度長期にわたってのスパンでの支援体制というか、そういったものが非常に大事ではないのかなというふうに思うのです。国のいろいろな補助金、交付金がありますけれども、売上月収額が50%以上ということですから、実際広尾町の業者の方に聞きましたら、50%以上といたら倒産してしまうということで、やっぱり継続的な速やかなそういった支援体制が必要かと思っておりますけれども、その点についてお答えいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 去年からこの新型コロナウイルスで、商工業を含めて全ての町民の方が我慢を強いられて、大変な状況、生活になっているところであります。とりわけ商工業者の方々が大変な状況に陥っているわけでありまして。本町も国からの交付金で様々な支援をしているところであります。

今、質問にありました繰り越した1億円のうち、2,500万円程度今回の補正で上げております。ただ、ご質問にありました不用額等も過去のやつがありますので、その対策も含めて、今後どういった対策が必要なのか考えていきたいなというふうに思っているところであります。

やはり前崎議員おっしゃったとおり、本町はあまり感染拡大になっていないわけでありましてけれども、緊急事態宣言が出ているだとか、いろんなほかの地域で大変な状況が発表されると、広尾町も、住民の方もやはり自粛したり、警戒したり、行動が狭くなってしまって、商工業者の方は大変な状況になるわけでありまして。そういった意味で、今後、変異株がまた猛威を振るうことが言われているところであります。今後どんな対策が必要なのかということも状況を見極めながら、まだ7,500万円程度本予算であるわけでありまして、どういう対策が有効なのか、しっかり見極めながら対策を講じてまいりたいと思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほども言いましたけれども、この6月からプレミアム付商品券、本町も発行する運びとなりました。期間が12月19日までということで、多分一番大人数での飲食というのは、12月あるいは1月、それから来年3月、4月ということが想定されますけれども、例えば同じプレミアム付商品券の発行事業、清水町では1回目が6月、広尾町と一緒に。2回目が10月から、6月が7,000組で、10月が1万組、そして3弾目として来年の2月にまた7,000組発行するというので、この3回分の事業費を既に昨年度の3月定例会で予算化をして検証しているのですね。

そういった意味では、ある程度、商店街、飲食店街も一定程度町のそういった事業執行状況が読めるということになれば、後々の安心感にはつながっていくと思うのです。そういった意味では、広尾も12月19日で切れますけれども、もっと早い段階でそういった取組といたしますか、町内業者に発信する必要があるかと思えますけれども、その点についてお答えいただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今後の事業費の執行状況につきましては、何がやはり今、広尾町で緊急的に求められているのか、その辺、関係機関とも十分協議しながら見極めて対策を講じてまいりたいと思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 最後にリモート面会の関係で再質問いたしますけれども、昨年12月からこの5月までお聞きしますと、延べ73名の方が利用されているということなのではございますけれども、多分この中で1人が複数回にわたって利用されていると思えますので、実人数がちょっと分かりませんが、そういった意味で非常に効果があったというふうに認識をしております。

ただ、時間内ということで、職員にあまり負担をかけないという意味では、今言った時間内の中でやっておりますけれども、冒頭の質疑でもお話ししましたが、やはり帯広に勤めている人だとか、例えば遠くのお孫さん、なかなか時間内には来られない、そういった方に配慮する意味で、例えば特定な、水曜日の時間は7時まで延長するとか、あるいは第1土曜日、第3日曜日とか、そういうふうにピンポイントで予約を受け付ける。そういった中で、ご家族の方に連絡をしてやっていけば、より一層の利用者が増えていくのではないかとこのように思います。職員もあるいは介護員の方もいろんなローテーションの中で仕事をしているわけで、厳しい状況であろうかと思えますけれども、いわゆる入所者のために、そういった意味ではぜひ実施を検討すべきでないかと思えますけれども、お答えを頂きたいと思えます。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） このリモート面会につきましても、コロナの交付金を活用して大変有効に活用をしているところであります。

議員がおっしゃいました、やはり家族の都合によって時間帯の設定については、そのとおりだというふうに思っております。入所者の家族の方に通知をして都合のいい時間帯、それぞれセットするように取組を進めてまいりたいと思います。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 現在のリモート面会の対象者がご家族のみということなのですが、中には、ご家族が札幌とか東京にいて会えないと。だけれども、知友人は広尾にいるという方もおられると思うのですが、例えばその辺のリモート面会の対象者の部分を少し緩和する中で、いわゆる入所者の希望の枠を広げる。それから、あわせて、今は広尾町の特養と養護老人ホームなのですけれども、例えば広尾町の民間のサービス付高齢者住宅等々ありますけれども、そういった民間施設にも広尾町のリモート面会のノウハウをお伝えしてやっていただく。

実は、ある方から相談というか、お話を賜ったのですけれども、最近、民間施設に入った方で、自分の母親は今ちょっと認知症ぎみであると。今までは1週間に数回訪問して対話していたのだけれども、施設に入ったら面会できなくなったということで、認知症が進むことが大変心配であるというお話をされておりました。少なくとも養護老人ホームに入っている方も、民間の施設に入っている方も、広尾町民、入所高齢者なのですけれども、そういった意味では、例えば一般的にはラインですとか、スカイプとかと、いろんな方法ありますけれども、そういった施設がない部分では、例えばこの臨時交付金を使って民間施設に貸与するとかという形で、高齢者がひとしくこれから楽しく生き生きと長生きできるような環境づくり、そういったものが必要ではないかと思っておりますけれども、その点についてお答えいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 後段にありましたほかの民間の施設にもというところでありまして、制度上それが可能なのかどうか今お答えすることができないところでありまして、研究させていただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 最後でありますけれども、今言ったリモート面会については、例えばコロナが収束しても当然それは遠方の方とそういった会話ができるというメリットは、これからもずっと有効に活用できると思っております。そういった意味では投資が無駄にならない、そういったことを含めて、

ぜひ前向きに検討していただければと思います。

以上で、質問を終わります。

1、議長（堀田） 次に、10番、小田雅二議員、登壇の上、発言を許します。

1、10番（小田） コロナウイルスへの関係については既に2人の議員が質問していますが、私は、このコロナウイルスに関してはワクチン接種の予約の電話のことについてだけ厳しく質問したいと思います。

日本全国各地において、一月くらい前から接種の予約と実施が始まりました。広尾町でも5月10日から予約がスタートしましたが、やはりほかの自治体同様、つながらない、いつもお話し中ということで、多くの町民が大変な時間と労力を使ったと思われます。このような、前もって明らかに予想されていたことですから、町行政側として何ら対策の検討もせずに受け手側の担当者を電話口に向かわせたとすれば、私は65歳以上の高齢者を代表して町に対して強く抗議させていただきたいと思います。

たくさんの方からの電話が殺到し、つながりにくいというよりつながらないという状態が長引くという予想、予測について役場庁舎内ではどのような対応、対策を考えたのか、そしてまた、果たして本当に町民、特に高齢者に寄り添った広尾町であったのかどうか、この対策のための会議は一度かは開かれたのかどうかを知りたいと思います。

そして、具体的に、2局の5123の電話には何人が、そして何回線の電話をあてがっていたのか、また、広尾町のほかの医療機関については、どのような状況であったのか、具体的に教えてほしいと思います。

2番目に、広尾町への交通アクセス、そして広尾町から町外へのアクセスの両方向の、そしてとりわけ災害発生時における交通に関する情報は、どのように住民や町外からの来訪者に知らしめられるかという点での質問であります。

令和元年から「国土強靱化計画」なるものが進められています。人命の保護、被害の最小化、迅速な復旧・復興、そして経済社会の維持と4つの柱を基本としています。交通アクセス状況の確保、維持、情報周知はその大前提と言えます。

とりわけ災害等が予想されるときは、リアルタイムでの国道にかかっている案内板、車両についているカーナビやスマホ、ラジオ、いろんなツールを駆使することになりますが、全ての人がこれらを使用するわけではありません。このためにも、いろんな手だてで行政からの情報伝達が必要です。

個人的に私の例なのですけれども、私もしょっちゅう町外へ行くことが多いわけですが、この場合はどうなるかという参考として、私はあるとき、午前中に帯広を出て天馬街道を通過して札幌に行く予定をしていたときに、前の日が大変な悪天候で、しかし翌日はすっかり晴れていたため、全く問題ないだろうと思って帯広をスタートし、大樹町の生コンクリートの会社、あそこのところから山側に入って行って、豊似から天馬街道で日高山脈に向かっていく通りに合流しますけれども、

そこに入ってしばらく行ったら、2台の車が止まっていて、それぞれ1人ずつ乗ってしまっていて、私の車を見て慌てて出てきて、この先、天馬街道は不通ですということを口頭で教えられました。そのとき私は聞いてなかったのですが、恐らくそのお二人は、開発の人から頼まれたか、開発の方でなかったかなというふうに想像します。近頃犯罪とかそういうのいろいろありますから、うその情報を教えて何かあっちで遠くのほうで事件があるとか、そういうふうには考えなかったけれども、もしかすると、そういう可能性ということも想像はできるわけであって、何もオーソリゼーションがないのに、そこであっちだ、こっちだ。そして、私はそのときに、えりものほうは黄金道路は通じていますかというふうに聞きましたら、黄金道路はオーケーだということで、慌てて少しだけ飛ばして走りました。黄金道路を回っていきました。

この場合こういうことが、私は、もう少し案内板、昔はよく通行止めになった場合は、大きな立て看板に通行止めと書いてある板を置いて知らしめたりしていたことがあったので、そういうふうにしちっとした教え方というのを町としても、もちろん実際見ていたわけではないですけども、私は経験したのでありますけれども、このようにいろんな情報で、確かに親切にはやっています。だけれども、もう少し法的に後で問題のないような形でしてほしいなというふうにも思います。

そしてまた、私はここでお願いしたのは、国の帯広開発建設部との定期的な協議とか合同での災害を想定した交通アクセスの情報伝達の訓練についてはどのくらいの頻度で行われているかどうかを聞きたいと思います。

以上、2つの件について質問としております。お願いします。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 小田議員の質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス用ワクチン接種の予約電話の体制についてであります。

接種の電話による予約につきましては、受付担当者の増員、電話回線の増設で対応しておりますが、5月10日から開始をいたしました65歳以上の高齢者の方の予約受付では、各医療機関が行った個別接種の予約、それから健康管理センターが行った集団接種の予約とともに電話が大変混み合いました、つながりにくい状態となったところでありまして、多くの町民の皆さんに不便をおかけしたところでありまして、

高齢者の方の1回目の接種が一区切りつく7月上旬から次の接種区分の対象となる方の予約受付を始めるところであります。そのときには今回の接種状況を十分踏まえまして、まずは基礎疾患を有する方、そして60歳以上の方、40歳以上の方、12歳以上の方と段階的に年齢で区分をいたしまして予約を受け付けて、できる限り電話予約での混雑を解消していきたいと考えているところであります。

次に、広尾町へのアクセスに係る情報や案内についてであります。

国道に関する情報については、北海道開発局の所管するところでありますが、広尾町としては何

もできないところであります。

ただ、広尾町としては、事前に広尾町内にある道路について通行止め期間が分かる情報につきましては、当然今までもそうでありましたが、防災無線、それから町のウェブサイトで町民向けの周知を行っているところであります。ただ、突発的に発生する国道の通行止めにつきましては、広尾町としては対応できないところであります。

ただ、開発につきましても、ラジオ、インターネットでそんな情報は随時情報が入手できる体制になっているところであります。

今ご質問いただいた、いろんなことが発生をするところでありますけれども、今後につきましても、町民やそれから広尾町に来訪者が町内外へ移動することができるように、必要とする情報を受け取ることができるように周知等の対策を行ってまいりたいと思っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 昼食のため、休憩します。

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

一般質問を続けます。

小田議員。

1、10番（小田） 1つ目のコロナワクチンの関係の電話予約の関係について、今のお答えの中では、ということは、恐らく非常に混み合うから、言ってみれば、有名な人を集められるようなコンサートをやる歌手とか、そういう人たちのチケットを買うのと同様に、大変な混雑でちょっとした努力では無理だというようなことが想像されるというふうに町は予想して、私のポイントですよ。予想して役場の中でみんな集まって、みんなでなくてもいいけれども、何かいい方法でこの辺緩和する方法はないのかとか、やるべきことはどうのこうのというような、そういう論議もなければそのままにしたわけですね。

その確認を私はしたいのですけれども、例えば、私、昔々ここでいろんな抽選というか、前に言ったことあるのは、今ではそんなに混まないのだろうけれども、ほかの町村で公営住宅に入りたい人がたくさんいるのに抽選するとき、一般の人と、それとあと社会的なハンディのある人、例えばシングルマザーだとか、あるいは障がいまでいかないけれどもちょっと大変な困難な人とか、あるいは経済的な面でも苦しい人とか、いろんな人がいます。そういう人たちは、抽選するとき2票引けるというのがありましたね。どこでやったのか知らないけれども、広尾ではやったことないけれども、そういうふうにして、いわゆる不公平と思われるかもしれないけれども公平ではないかというような、そういう感覚、そこまで住民に寄り添って配慮している時代に、広尾町は果たして

この予約に関しては、はい、そのままどうぞと、ただ受付スタート、こんな感じでやられたのかどうか、それをちょっと私は確認したいと思います。これからはどうのこうのというのはいいですよ。もちろんそれは今までの反省に立ってやらなくてはいけないけれども、今回のスタートのときはどうだったのかということを知りたいと思います。まず、そのことです。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今回の申込みの対策につきましては、当然担当者と打合せをさせていただきました。その中で電話の殺到する状況もいろんなことで想定はされたところでもありますけれども、電話回線を1つ増やすなどしての対策に終わったところでもあります。その結果、大変なご迷惑をおかけしたところでもあります。

電話の増設についても、急なところでは、あらかじめ前もってNTTなどに申請しなければなかなかすぐ増設は至らなかったという点もありますけれども、しかし、それもあらかじめ前もって準備しておけばということのご指摘であります。

対策については、ほかの町村の例を見れば、電話予約ではなくて役場のほうから指定をするという方法もあるのですが、やっているところもあるのですけれども、それにしてもその順番をどうするのだとか、いろんなことも想定されまして、本町としては電話で受け付けるという選択をしたわけであります。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 確かに国は、ワクチンに関してはいろんな、後出しじゃんけんではないけれども、今になって、例えば集団接種の関係でどこかの学校とそういうところで、そこもいいと言ったりして、ではワクチンの量はどのくらいのことになるともうチャランポランになって、大変だということは分かります。でも、そういう国にもう慣れてきているのではないですか。別にここで国会の論議ではないけれども、それとは別にやはり住民に寄り添う格好できちっと私はやってほしかったと思うのですね。

私は、本当にそういう意味で、前からこういう感じのことはみんなでいろんな、ブレインストーミングでそういうふうにしてみんなで知恵を出し合って、それでいい方向をやっていくという、そういう、いわゆるいい意味でのいい試み、新しい試みというのを繰り返していかないと、どんどんこの町は、ほかと比べて、ちょっと言葉は悪いですけども、おぞいというふうに私は受け止められるし、そう見えると思います。その辺については、今回この反省をみんなで共有して、次回これとは違うことでもやはり電話殺到ということがあると思いますが、その件についても、せっかく時間を費やしてやっているわけだから、何とかその辺お願いしたいというふうに思います。

そして、最後に、ちょっと予約と関係していることなので、聞いて問題ないと思うのだけれども、この集団接種のお知らせ、これは何か新聞か何かで入ったやつですね。そうですね。これ、先ほど、

国がきちっとやらないからという理由もあるのだけれども、この中で集団接種と普通のワクチンと別だということは、ここにいたりする人は分かるけれども、意外と分からない人も、分からないというか、誤解する人もたくさんいると思うのですよ。

例えば、ここにいろいろ何日で1回目、2回目と書いていますけれども、この一番下のほうに、こういうふうに書いてあります。「集団接種のご予約を希望される方へ」と書いてあって、その次の行が「すでに各病院へワクチンの予約をされた方も、集団接種の予約ができますが」と書いてあるのだね。この辺、最初にしたワクチンの予約と集団接種と、中身はワクチンですよ。だけれども、この辺の違いがすごい混同すると思いませんか。そして、続けて「その場合は、集団接種の予約が済んだあとに、各病院へキャンセルの手続きをお願いします」と書いてあるのですね。これについては、本当は本来の意思決定でやってもらいたいのだけれども、もしかすると、忘れるかもしれないし、その辺については後できちっとそちらも、ダブったら困るから、数、今度また逆に余っても困るから、きちっとフォローしていると思うのだけれども、その辺についてもこれを見た限りでは、集団接種と普通のワクチンというのが間違うというか、ちょっとこれは間違えてもおかしくないというふうに私は思います。

だから、この辺もう少し書き方として、これも誰かが書いたやつで回して、そしてどれが誤解するだろう、どれが間違うだろう、これがいいだろうというようなことを第三者の目を見て、やっぱり言葉なんかは解釈についてもその人その人の個性がありますから、その辺で本当に間違わないできちっとワクチンの接種を遂行するためには、そこまで神経をとがらせてやっていただかないと困ると思うので、そのことだけ1つ言っておきます。もしそのことについて考えがあれば言ってください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 新聞でチラシを入れさせていただきました。ご指摘のとおりでありまして、どうしてこういうことになったかという、少し説明をさせてください。

当初、個別接種と集団接種、両方の予定を組んでおりました。しかし、コロナの感染拡大が急速に進む中で、集団接種の回数を増やして、より接種を早めたいという、早めるべきだというところがありました。そこで、当初の集団接種の予定していた日より多く2回設定をいたしました。結局こういう結果になりました。というのは、個別で接種を既にしていただいた方が、集団接種の設定した日とその個別よりも早いところでセットしたものですから、こういうことになったところでありませう。

個別接種と集団接種、両方合わせて同時に受け付ければ、こういうことにはならなかったわけでありまして、この次からは、こういうことのないように、しっかりと個別と集団同時に予約の受付をして、混乱の起きないようにしていきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 2番目のことについて再質問させていただきます。

6月号の町の広報誌にも、黄金道路、雨の量がいろいろな工事によって今までより多くなっても通過できるというか、閉鎖しないというようなことがあって、そして、それについてもスマホのQRコード、ああいうのが載っていて、きちっと対応されていて、これはいい情報だということでパチッと撮ってというような、そういうスマホをそういう形でも使う人が多くなったのは間違いない話であります。

だけれども、安定して携帯にも関係ない普通の従来どおりの情報を得る形でやっていくといった場合、人がやっぱりどうしても多くなって、そこが大変、あと30年も40年もすれば、ほとんどスマホで解決できるというような時代にはなるでしょうけれども、まだやっぱり20年、30年このことについては高齢者向けにも分かりやすいような情報供給ということにならなければいけないと思うのですけれども、1つ聞きたいのは、例えば、災害のときに、実際に災害が起きて、いろんなところの道路が寸断されたり、そういうことが広尾町でももちろん起きる可能性がたくさんあります。そういうときにあらかじめ最初からホットラインというか、共有できるような電話とか、そういう何かラインの集合体みたいなやつは、もともともし設定してあれば、そのときだけには使うということで、その番号をみんな覚えておけば、わざわざ今みたく電話機の増設とか、そういうことなく、ちょっと無駄になるかもしれないけれども、1つそういうようなやつをあらかじめつくっておいて、例えばそこにいろんな広尾町への来訪者とか、そんないろんな人も、広尾町に行きたいけれども、どこどこが寸断されていてそうだけれども、どうのこうのというような相談をも受けられるような、そういう、そしてまた町民に対して、そしてまた職員についても招集がどうのこうのというのは、その辺はきちんとやっていると思うのだけれども、そのような類いのためのこういう災害へのホットラインというのはないのでしょうかという確認です。

そして、あと私が知りたいのは、道路上に電光掲示板、開発が作ったやつ、多分開発だと思うのですけれども、そういうのは今日、朝、長々と話したときに、帯広のほうから来て天馬街道へ入っていったときには、その辺の天馬街道がどうのこうのという、そういうサインを見ることができないような状態でそこへ行かざるを得ないですよ。きちっと豊似まで来て、そこから入っていけば、多分電光掲示板は見られると思う。でも、見られないようなルートというのも、その人によってはできてしまいます。そういうことで、私は、例えば何か災害起きたときに、案内掲示板、幾つかありますから、豊似にもありますよね、たしか入り口か何かね。だから、ああいうところにまでわざわざ見に来て、そういう情報の確認もしたいと思うのですよ。

というのは、いろんな情報は、早いのもあれば遅いのもある。それで、信頼できないのもある。いろんなのがあっても、どれを信頼するかというのは難しい話だけれども、ああいう開発が作った掲示板のところにあるのは、多分信じることができるだろうなと思って来ると思うのです。だから、そういう意味で、私もネットでいろいろ調べたのですけれども、随分まばらに作ってあります。

そして、この前、町長にもちょっと言ったのだけれども、8月14日に私、新冠の町の中を車で走

っているときに、夕方だったのだけれども、いきなり見てびっくりしたのは、地震震度4というサインが出ているのです。何だ、これ、いつの地震だと思って、確かにそれは1時間か2時間前にあった地震が震度4だということを案内しているのですね。私も調べてみたら、それは道の駅にはそういうサインボードというか電光掲示板、行数が短いのはあるということで、私、それは何ですかということでいろいろ調べていったら、その人も見たことはなかった。それは災害のときしか見れないけれども、そういうのも道の駅でないと作ってくれないのであれば仕方ないかもしれないけれども、いろんな手だてをもって予算を獲得して、こういう道路の情報というのを、電光掲示板をはじめとして作ってほしいのだけれども、ただ、問題は、これから国の方向としてスマホかカーナビで全部あれするからもういいのだというようなことなのか、それか、まだ安定してああいう、ちょっとデジタルとはいえデジタルでないような、ああいうサインボードみたいなものをそのまま作っていくのか、その辺なんかも町としてこれからやっぱり長いスパンでそういう案内についても考えていかなければいけないと思うので、検討してほしいと思うのですけれども、考えがあればお答えいただきたいと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 災害時のホットラインの関係であります。

いろんな災害時での道路の寸断含めてあるわけでありましてけれども、ホットラインにつきましては、私とそれぞれ官公庁のトップのホットラインはあります。しかし、それが広く共有されるかという、そうではなくて、それぞれのトップ同士のホットラインでありまして、その情報を受けて町民の方に情報を流すというレベルであります。共有とはなっていないところであります。

それから、電光掲示板ですとか、通行止めの表示の問題であります。

開発にも確認をいたしましたけれども、それぞれ主要基幹道路のところに設置をしているというところでございまして、その基幹道路から外れて、横道から行けば、やっぱりそこは通行止めになっていないわけでありまして、天馬街道でいけば、議員おっしゃった大樹から来れば酪農研修センターにぶつかるところで開発の技師の方々が業者を含めて立っています。そこの1本山側、北藤議員さんの前の道路横道を行けば、誰もそこにいませんので、一番最後の天馬街道の奥まで行ってしまふのですね。そこでゲートがありますから、そこで初めて気がつくのです。それで、戻らなければならないという、確かに小田議員がおっしゃったとおりであります。でも、横道に全て、これは開発の領域ですから余計なことは言うことはないのですけれども、大変だというふうに思っています。開発は基幹道路のところだけ立っていると、周知をしているというところでございます。

それから、これからの時代というか、異常気象ですとか、いろんな気象の激しいときには、議員は特にスマホですとかに詳しい立場の方でありますから、当然車を運転するところ、災害時を含めてラジオを聴くというところ、これもやっぱり車乗る乗らないにかかわらず情報提供では最も有効な手段でありますので、そういったことも活用しながら、この道路のアクセスの関係については対

応していきたいというふうに思っているところでありまして、町道の周知等については我々の任務でありますから、広尾町がしっかりと対策を講じる必要があるというふうに思っております。開発等につきましても、こういう議論があったというところ、お伝えをさせていただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 次に、11番、旗手恵子議員、登壇の上、発言を許します。

1、11番（旗手） 初めに、学校のトイレに生理用品の設置をすべきと思い、教育長に質問します。

新型コロナウイルスの感染拡大が長引く下で、景気は低迷し、賃金も伸びていません。経済的理由で生理用品の入手に苦しむ「生理の貧困」について、内閣府男女共同参画局は、5月28日、地方自治体の取組に関する調査結果を発表しました。生理用ナプキンなどを配付する自治体が19日時点で、全国に255自治体あることが明らかになったということです。

#みんなの生理という団体が実施したアンケートでは、「経済的な理由で生理用品の入手に苦労したことがある」20.1%、「金銭的な理由で生理用品でないものを使った」が27.1%など、深刻な事態であることが分かりました。また、経済的事情だけではなく、親が買ってくれないなどの事例もあるようです。

今、全国各地で、健康・尊厳・教育の機会を守りたいとの思いから、学校のトイレに生理用品を設置する取組が始まっています。

神奈川県大和市は、今年4月16日、市立小中学校の女子トイレに生理用品を設置すると発表しました。これまでも学校ごとに緊急用の生理用品を保健室で配付していますが、生理のことを口に出せなかったり、保健室まで取りに行けずに困っている児童生徒に配慮する必要があるとして、トイレへの設置を決めたということです。これに係る予算は37万円だそうです。大和市の人口は23万9,000人、広尾町の人口に置き換えて推定すると1万円の予算でできることではないでしょうか。

5月27日道新の報道では、音更町社協は4月9日から町民向けに生理用品の配付を始めたといえます。昼用、夜用が1パックずつ紙袋に入っており、窓口にあるカードを差し出すと、女性職員が渡してくれる体制を取ったといえます。音更町社協は、先行事例を参考に女性職員を交えて話し合い、町や町教委とも協議し、管理や予算の問題の整理に時間がかかるため、できることから迅速に対応しようと社協の事業として独自に始めたということです。この姿勢が必要ではないでしょうか。

令和3年4月14日付文部科学省の通知により、支援を必要とする児童生徒への適切な支援について各学校宛てに通知をしたと聞いています。本町は、どのような対応をお考えでしょうか。教育長の答弁を求めます。

2点目です。

家族や兄弟姉妹の世話を担う18歳未満の子どもの介護者（ケアラー）の実態について質問します。

報道によると、中学生の17人に1人、高校生の24人に1人がヤングケアラーだといいますが、本町での実態はどうなっていますか。

病気や障がい、認知症などで家族にケアを必要とする人がいる場合、子どもでありながらケアを担っているケースがあります。これまで実態はあっても見えてこなかった、こうした子どもたちの

問題に光が当てられ、ヤングケアラーと呼ばれています。

栗山町が昨年行った実態調査では、町内に少なくとも推定1,000人のケアラーがいるといます。町内の高齢化率が上昇する中、恒久的な仕組みが必要として、栗山町ケアラー支援条例を制定したといます。条例案は、町が提出し、9条で構成され、目的ではケアラー支援の基本理念を定め、町の責務並びに全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現するとしています。町が官民でつくる支援推進協議会を設置し、1つ、相談・支援体制の整備、2つ目にはケアラーの交流の場の設置、3つ目には支援を担う人材の育成などを盛り込んだ3年間の推進計画をつくるとしています。支援条例には、逐条解説もついています。目的、定義、基本理念、町の責務、町民の役割、事業者の役割、関係機関の役割、ケアラーの支援に関する推進計画と具体的に示され、さらに解説もついています。10月には推進計画を策定するという事です。

私は、栗山町の取組は、条例を制定することにより、町を挙げてケアラーを地域社会でも支えていこうという決意の表れであると受け止めました。本町でも、高齢や病気の家族を介護しているケアラーを地域社会で支えるための総合的な条例を策定すべきではないでしょうか。町長の答弁を求めます。

1、議長（堀田） 答弁。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 旗手議員の質問にお答えをさせていただきます。

以前から町内小中学校においては、保健室に生理用品を常備しており、急に必要になった場合や、うっかり忘れてしまった児童生徒に対し、配付をしております。

議員が言われたように、全国的に新型コロナウイルスの影響も含め、生活困窮などにより生活必需品である生理用品を買えない、いわゆる「生理の困窮」が社会問題となっていることは認識をしております。

教育委員会といたしましては、急に必要となった場合や、うっかり忘れたときに限られていた配付を、経済的な理由などで生理用品を買えない児童生徒に対しても配付できるよう、配付方法なども含め各学校と協議をしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 続いて、答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 旗手議員の質問にお答えをいたします。

ケアラーの実態についてであります。

第8期介護保険事業計画の策定のため、令和2年度に行いました在宅介護実態調査での町内における若年層の介護者は、20代が1人、30代が4人、18歳未満と定義づけられているヤングケアラー

はおりませんでした。また、令和2年度に帯広児童相談所が管内の要保護児童対策地域協議会を対象に実施したヤングケアラーへの対応等に関する調査でも、本町は該当するケースがないと回答しております。

介護保険制度に基づく各種介護サービスや福祉サービスは、介護や医療を必要とする方を支援するものでありますが、同時にその家族など介護をしている方をサポートする側面もあります。支え合いや見守りが地域に根づく地域共生社会の実現に向けて、日常的に介護をしている方々が地域から孤立することなく安心して介護ができるよう、町、介護事業者、関係機関、ボランティアなどの多様な主体が相互に連携を図りながら、地域で支えていく必要があるものと認識しております。

町では、これまで地域の皆さんやボランティアの協力を頂きながら、介護している方を支援する取組を進めてまいりました。在宅で介護をしている方々を対象に研修や介護者同士の交流の場を提供する「家族介護者交流会」、徘徊などで行方不明となった高齢者等の捜索協力やその家族を支援する「SOSネットワーク事業」、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターがボランティアの育成や高齢者の方々とボランティアとのマッチングなどで地域での支え合いの輪を広げる「生活支援体制整備事業」、さらには認知症の方とその家族が参加し交流する「かたつむりカフェ」、認知症の方の自宅を訪問し、認知症の方の話し相手や家族の相談に応じる「認とも」は、認知症サポーター上級講座を受講した地域の皆さんが、かたつむりの会を結成して主体的に取り組まれております。また、サロン等の開催や「介護マーク配布事業」でも日常的に介護をしている方を支えているほか、「介護手当支給事業」や「介護用品支給事業」により、経済的な支援も行っているところであります。

少子高齢化の進展や生活スタイルの多様化により、今後、本町においてもヤングケアラーへの支援が地域の課題の一つになると考えております。ヤングケアラーの生活の背景には、生活困窮や虐待などの深刻な問題が潜んでいることが考えられるため、早期の発見と介護、福祉、医療、そして教育の分野で多面的に支援し、その解決を図っていく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 1番目の学校のトイレに生理用品を設置してほしいということでは、今、教育長のほうから、生活の困窮だとか、社会問題になっているということで、配付方法をどうするか協議をしたいと前向きな答弁を頂きました。

今、子どもたちの置かれている状況ですとか、そういうことを考えていったときに、本当に一人一人の子どもが困ったという、そのことを少なくしていくということが大人のやるべきことだというふうに私は考えています。それで、配付方法はもちろんですが、使いたいときに生理用品がないということで困る子どもがないような、そういう体制をぜひつくってほしいと考えます。

それで、配付方法についてはいろいろあると思うのですけれども、やはりトイレに据え付けると。それを、では誰が交換するのだとか、いろいろやり方とかもあると思うのですけれども、それぞれ

の事例を見ましたら、例えば掃除当番のときに子どもたちが補給をするですとか、いろんな事例がありますので、そういうものを調べていただいて、即できることだと思うので、早急に取り組んでいただきたいと思います。

生理用品というふうに言いましたけれども、生理用のショーツ等も含めて、ぜひ実施の方向で検討をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） 生理用品の関係でございますけれども、子どもたちが気軽に遠慮なく手に入る、そういうような配付方法を考えたい。個人的には私もトイレかなというふうには思っていますけれども、一度学校とも協議をさせていただきたい。そして、早急にこれは取り組みたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） ぜひよろしくお願ひいたします。そんな難しいことではないと思いますので、早急によろしくお願ひしたいと思います。

それから、高齢者、2点目の病気の家族等を介護しているケアラーの実態について、町長からは、いろんな今ある団体ですとか、サークルですとか、そういうところでも気にかけて日頃から対応しているということなのですけれども、例えば子どもたちにしても、いろんな事情で親の介護というのですか、お世話をしなければならぬ状態があると思うのです。その事情はその家庭家庭によって違うので、なかなか口に出して言えることと言えないこととあると思うのですよ。そこを酌み取るのがやはり大人のやっていかないとならないことだなというふうに思うのです。いろんなところでやっぱりそういう子どもたちが、例えば学校で先生がそういう子がいるということをつかみなさいと言われても非常に難しい部分もあつたりして、模索をしているというか、そういう中で進んでいるところでは、条例をつくったりとか、そういう対策もあるということで、やはり実態をどれだけ調査して、そこに対しての対応をしていくかということが求められているのではないかなと思います。

例えば、親の介護をしているそういう子どもが、学校に遅刻をしたりとか、欠席をしたりとか、そういうことが多くなったということで、この子は何かあるのだなというふうに先生のほうで気がつくとか、それから汚れた服を着てきているとか、そういうことで気がつくということもあると。非常にデリケートな問題を抱えていると思いますので、その辺をやはりみんなでどうやって酌み取っていくかということに力を入れていただきたいなというふうに思います。

それで、例えば母親の面倒を見ているという子どもは、親のことを悪く言いたくないと、そういう気持ちもあつて、本当のことを言えないで、だけれども自分は一生懸命親のためと書いていろんなことをしているという、そういう事例もあるというふうに聞いておりますので、やはりきめ細か

な対応というのが求められると思いますので、その辺についてもぜひしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） ケアラー、特にヤングケアラーの部分につきまして、ご質問も頂いたところがあります。

やっぱり今の時代を表しているのかなというふうに思っていて、調査の段階では広尾町においてははないという報告を受けているところではありますが、議員おっしゃったように、表に出ないところがあれば大変なわけであります。

そういった意味では、今後、教育委員会と連携をしながら、議員もおっしゃっていましたが、やっぱり教員の方の観察力が大事かなというふうに思っています。遅刻の原因ですとか、どうして部活ができないのかとか、すぐ家に帰る事情は何なのかというところ、やっぱりきちっと観察をしながら情報を得ることが必要だなというふうに思っています。やっぱりそういった親の世話をすることが、子どもの勉強の面だとか、将来の進学の話だとか、いろんなことに影響するわけでありまして、そういったことのないようにというか、なかなかそういったことは話づらいのだそうでありまして、やっぱり議員もおっしゃったように、気軽に話せる学校の環境ですとか、そういったことの対策も必要かなというふうに思っているところでありまして、今後、ヤングケアラーに関しては、教育委員会と連携しながら取組を進めてまいりたいと思っております。

1、議長（堀田） 以上で、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日9日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時41分